

第 三 編

啓発・管理執行

1 明るい選挙推進運動

(1) 啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の参議院議員通常選挙が明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

- (1) 県及び市町村が共同して行うもの
 - ア 明るい選挙推進大会の開催
 - イ 啓発用物資の配布
 - ウ ポスターによる啓発
 - エ 「選挙のしおり」による啓発
 - オ 街頭啓発
 - カ 懸垂幕・横断幕等による啓発
 - キ 店内放送等による啓発
 - ク 立候補者に対する申し入れ
 - ケ その他
- (2) 県が行うもの（島根県との共同取組を含む）
 - ア 若者が集まる店舗での啓発
 - イ マスメディアを活用した啓発
 - ウ 公共交通機関を活用した啓発
 - エ 広告塔による啓発
 - オ 便宜供与の依頼
 - カ 委員長談話による啓発
 - キ その他
- (3) 市町村が行うもの
 - ア 広報車による啓発
 - イ 広報紙等の利用による啓発
 - ウ 街頭啓発
 - エ その他

5 統一標語

オトナの一票、明日への一歩。

(2) 明るい参議院議員通常選挙推進大会開催要領

- 1 趣 旨 来る参議院議員通常選挙に向けて、啓発講演等を通じて選挙違反の防止及び投票総参加についての認識を深め、明るい選挙の実現に資する。
- 2 主 催 鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会
鳥取県明るい選挙推進協議会連合会
- 3 期 日 平成19年6月14日(木)
- 4 場 所 新日本海新聞社中部本社ホール(倉吉市上井町1丁目156番地)
- 5 参加者 市町村選挙管理委員、明るい選挙推進協議会委員、一般県民等 約150名
- 6 日 程

12:30 13:00 13:30 13:35 13:45 15:15 15:25 15:30

(県推連 総 会)	受 付	開会	県推連 表 彰	講 演	大会 宣言	閉会
--------------	-----	----	------------	-----	----------	----

7 講演の内容

「どうなる参議院選挙—選挙結果と日本政治のゆくえ」

講師：兵庫県明るい選挙推進協議会会長 森脇 俊雅 氏

【プロフィール】

関西学院大学法学部教授 法学博士

研究分野 現代政治理論、選挙制度、地域政治

学会活動 日本公共政策学会会長

社会活動 兵庫県明るい選挙推進協議会会長、西宮市公共事業評価委員会会長

主な著作 『小選挙区制と区割り—制度と実態の国際比較—』(芦書房、1998年)

『集団・組織』(東京大学出版会、2000年)

『アメリカ女性議員の誕生』(ミネルヴァ書房、2001年)

『現代政治学—展開と課題—』(芦書房、2006年)

(翻訳)ウィリアム・ライカー著『民主的決定の政治学』(芦書房、1994年)

(3) 街頭啓発実施要領

- 1 趣旨
参議院議員通常選挙に係る啓発実施要領に基づき明るい選挙と投票総参加を推進するため、街頭啓発を行う。
- 2 主催
鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会
※西部地区については、日吉津村選挙管理委員会と合同で実施
- 3 実施日時
平成19年7月21日(土) 午前10時00分から11時00分まで
- 4 場所
東部地区：ジャスコ鳥取店 西部地区：ジャスコ日吉津店
- 5 参加者
鳥取県選挙管理委員会委員
鳥取県選挙管理委員会事務局職員
日吉津村選挙管理委員会委員
日吉津村選挙管理委員会事務局職員
- 6 特記事項
啓発物資(うちわ、ペン等)及びしおりを配布
めいすいくん 2体(東西各1体)
着ぐるみ 2体(東西各1体)

(4) 啓発事業計画

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

NO	事業名	事業の内容	備考
1	明るい選挙推進大会の開催	通常選挙に向けた啓発講演会、意見発表会の開催 日時 平成19年6月14日(木)13時30分～ 場所 新日本海新聞社中部本社ホール 講師 兵庫県明るい選挙推進協議会長 森脇俊雅氏	
2	若者が集まる店舗での啓発	コンビニエンスストア、ファストフード店、ビデオ店など若者が集まる店舗に卓上型のぼりの設置やポスター掲出を依頼し、若者に対する啓発を強化。	
3	マスメディアを活用した啓発	テレビ及びラジオを活用した啓発。	鳥根県との共同取組
4	公共交通機関を活用した啓発	JR車内吊り広告及び車内アナウンス、バス前貼り広告により投票日を周知。	
5	啓発用物資の配布	投票日や標語の記入された啓発用物資を作成し、県及び市町村で行われる街頭啓発等の際に配布。	啓発物資：うちわ
6	ポスターによる啓発	投票日の周知及び明るい選挙推進用のポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗等に掲示依頼するとともにポスター掲示場等に掲示。	
7	「選挙のしおり」による啓発	「選挙のしおり」を県内全世帯に配布し、投票日の周知にとどまらず、「選挙の大切さ」「投票の意義」を呼びかける啓発を実施。	鳥根県との共同取組
8	街頭啓発	県及び市町村の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会が協力して、各市町村において街頭啓発を実施。 県は、大型店舗等で啓発物資を配布して街頭啓発。	
9	懸垂幕・横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村、主要大型店等に掲出するとともに、自動車張幕を物資輸送車に掲示。	
10	広告塔による啓発	県庁構内及びJR鳥取・倉吉・米子駅の広告塔により、投票日の周知及び明るい選挙の推進を図る。 また、県庁電光掲示板を利用した啓発を実施。	
11	店内放送等による啓発	県内の大型店等の店内放送、商店街放送及び市町村の有線放送を通じて投票日を周知。	
12	立候補者に対する申し入れ	立候補者に対して、選挙ルールの遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼。	
13	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会及び鳥取県商工会連合会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票のための遅刻・早退等に便宜を与えるよう協力を依頼。	
14	委員長談話による啓発	県選挙管理委員会委員長の談話を発表。	公示日、選挙期日

(5) 市町村啓発事業一覧

(平成19年5月22日現在)

		街 頭 啓 発			広 報 車 に よ る 啓 発	有 無 線 放 送 に よ る 啓 発	広 報 紙 に よ る 啓 発	その他の取組み
		期 日	時 間	場 所				
都 市	鳥取市	7.8	11:30~12:30	カインズホーム外1	○	○	○	期日前投票所案内板等、花火打ち上げ、のぼり設置、ポスター、CATV
	米子市	7.15	14:00~15:00	える・もーる1番街	○	○	○	文字放送
	倉吉市	7月上旬	未定	市内	○	○	○	看板、ホームページ
	境港市	7.14	16:00~17:00	市内2カ所(スーパー等)	○	○	○	ポスター(ループバス、公共施設、郵便局等)、主要事業所での選挙日程放送依頼
岩美郡	岩美町	未定			○	○	○	
八頭郡	若桜町	7.18	7:30~	町内4カ所	○	○	○	
	智頭町	7.9	17:00~18:00	駅前、トスク智頭店前	○	○	○	町民バスでの啓発
	八頭町	7.14	10:00~12:00	サンマート郡家店他3カ所	○	○	○	
東伯郡	三朝町	7.8	15:00~17:00	町内2カ所	○	○	○	事務所訪問、電光掲示板、ハガキ、入場券、町封筒(封筒にゴム印)
	北栄町	未定		東宝ストア、Aコープ		○	○	町内事業所への放送依頼
	湯梨浜町	未定		町内スーパー等	○	○	○	ホームページ
	琴浦町	7.13	17:00~18:00	アプト東伯店、丸合東伯店、Aコープ赤崎店	○	○	○	
西伯郡	日吉津村	未定				○	○	
	大山町	—			○	○	○	
	南部町	7月2週	17:00~18:00	町内2カ所	○	○	○	未定
	伯耆町	7.15	10:00~	いしかわ岸本店、Aコープ溝口		○	○	CATV
日野郡	日南町	未定			○	○	○	
	日野町	7.13	17:00~	町内ショッピングセンター	○	○	○	ポスター、チラシ、その他の啓発物資の配布
	江府町	—			○	○	○	チラシ
合 計					16	19	19	

(6) 委員長談話

ア 公示日

本日、第21回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来る7月29日に投票が行われることとなりました。

社会的課題が山積するなかにあつて、今回の選挙は今後の我が国の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持つものであります。

有権者の皆様には、今回の選挙の意義を十分にご理解いただき、自分の投じる一票が国政を動かしていくということを、再度、ご認識いただきたいと思います。

また、近年、投票率が低下傾向にあることは、議会制民主政治において、大変、憂うべきことであります。期日前投票制度の導入など、投票しやすい環境の整備も図られており、有権者の皆様が選挙公報や政見放送などにより、各候補者や政党の政策及び識見をよく見極め、自らの自由な判断にたった責任ある一票を投じられることを、切に希望いたします。

最後になりましたが、候補者、政党及び選挙運動関係者におかれましては、政策や主義主張を十分に有権者に訴えとともに、選挙のルールを守って、明るくきれいな選挙運動を行っていただきたいと思います。

平成19年7月12日 鳥取県選挙管理委員会 委員長 すやましゅうじ 須山修次

イ 投票日

第21回参議院議員通常選挙が、いよいよ投票日を迎えることとなりました。

このたびの選挙は、社会的課題が山積するなかにあつて、今後の我が国の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持つものであります。

有権者の皆様には、候補者や政党の政策等について十分検討されていることと存じますが、皆様の一票の持つ意義を、再度、ご認識いただき、自らの自由な判断にたった責任ある一票を投じていただきたいと思います。

また、選挙は民意を政治に反映させる大切な機会であり、有権者の皆様が、棄権することなく全員が投票されるよう切望いたします。

最後になりましたが、各市町村選挙管理委員会におかれましては、投票・開票等の管理執行に万全を期していただき、このたびの選挙が公正かつ円滑に執行されるようお願いいたします。

平成19年7月29日 鳥取県選挙管理委員会 委員長 すやましゅうじ 須山修次

オトナの一票、 明日への一歩。



第21回 参議院議員通常選挙

投票日は **7月29日** 日

第2回 糸織部織屋選抜選手

投票日は

1月22日

オトナの糸。明日への糸。



鳥取県選挙管理委員会



オトナの一票、 明日への一歩。



第21回 参議院議員通常選挙

投票日は **7月29日** 日



鳥取県選挙管理委員会・島根県選挙管理委員会



(裏面)

第21回 参議院議員通常選挙

参議院では3年ごとに総定数242人の半数が改選されます。改選は全国の区域を単位として政党等又は候補者の総得票数に応じて議席を割り当てる比例代表選挙(改選数48人)と、各都道府県の区域を単位として代表者を選ぶ選挙区選挙(改選数73人)という2つの選挙により行われます。

私たちの暮らしは政治と無関係ではありません。働き場所の確保、お年寄りの介護、子どもの教育、税金、

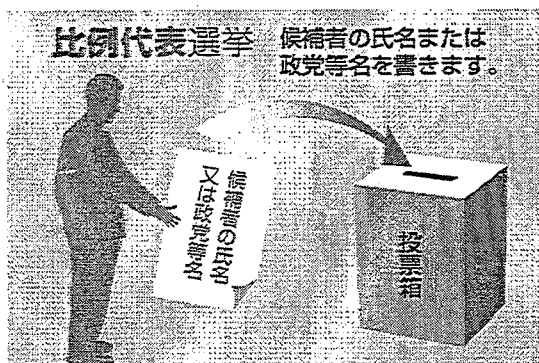
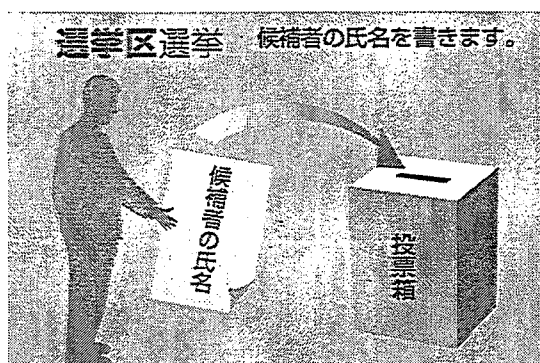
物価…。私たちの生活は、あらゆる面で政治の方向に大きく左右されます。

私たちの生活のあり方、この国のあり方を決めるのは、私たち自身です。主権者としての自覚と誇りを持って、投票に行きましょう。

●投票日は **7月29日**

●受付時間は **午前7時～午後8時**
(一部地域では時間が変更されることがあります)

投票は2種類です



選挙の当日、投票に行けない人は？

期日前投票

■仕事やレジャー、冠婚葬祭などで選挙期日の当日に投票できない人は「期日前投票」という制度により投票日前でも投票することができます。

■期日前投票のできる期間

平成19年7月13日(金)～7月28日(土)

受付時間：午前8時30分から午後8時

(土曜日・日曜日も受け付けています)

※期日前投票所が増設されている場合がありますが、その受付時間は上記と異なることがあります。

郵便等による不在者投票

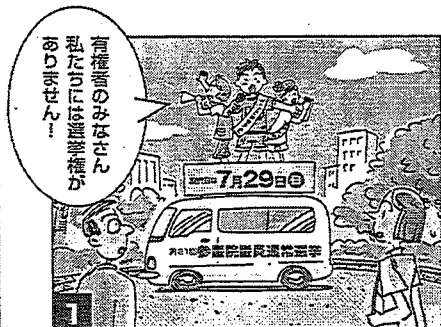
■ご利用できる方

身体障害者手帳または戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が重度であると記載されている方及び介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている方がご利用できます。

■代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる方で、上肢または視覚の障害の程度が、身体障害者手帳に1級または戦傷病者手帳に特別項症から第2項症までと記載されている方は、代理記載制度がご利用できます。

※郵便等による不在者投票を利用するためには、あらかじめ市町村選挙管理委員会へ申請や届出の手続きが必要となります。また、投票用紙等の請求は7月25日(水)までとなっていますので注意してください。



詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙に関する情報をインターネットでも提供しています。

鳥取県 <http://www.pref.tottori.lg.jp/senkyo>

島根県 <http://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>